貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和７年２月)

２月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	有限会社クローバー観光（法人番号８４３０００２０３６５６１）代表者岡謙司	北海道札幌市南区澄川6条１３丁目７番５号	本社営業所	北海道札幌市南区澄川6条１３丁目７番５号	R7.02.03	処分日車数２０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条　他１件	令和６年６月６日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）整備不良車両違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第４５条）、（２）整備管理者に対する権限付与義務違反（運輸規則）第４５条）	2	2
2	華桜国際観光株式会社（法人番号５４３００００１０７０９２８）代表者馬栩楓	北海道札幌市北区北１５条西５丁目１番７号	千歳営業所	北海道千歳市上長都１１１９番地５	R7.02.03	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４８条の２第１項	令和６年１０月１０日及び令和６年１２月２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運行管理規程の制定義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第４８条の２第１項）	0	11
3	株式会社白馬交通北海道（法人番号２４３０００１０９０２４３）代表者鯛縄尚行	北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目１番２４号	本社営業所	北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目１番２４号	R7.02.03	文書警告	道路運送法第２９条の３	令和６年１０月２９日、新規許可等を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（道路運送法第２９条の３）	0	0
4	ＭＴＪ観光株式会社（法人番号５４３００００２００１００７）代表者加藤哲	北海道札幌市東区北４３条東１丁目６－１０　明哲ビル３Ｆ	本社営業所	北海道札幌市東区北４３条東１丁目６－１０　明哲ビル３Ｆ	R7.02.03	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４８条の２第１項	令和６年１２月１７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運行管理規程の制定義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第４８条の２第１項）	0	0
5	株式会社つたい（法人番号５４６０１０１０００１０１２）　代表者蔦井敏秀	北海道帯広市西１条南２６丁目１番地	本社営業所	北海道帯広市西１条南２６丁目１番地	R7.02.03	輸送施設の使用停止（１００日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他３件	令和６年８月８日及び令和６年８月２９日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）点呼の記録保存義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（３）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）点呼の記録保存義務違反（運輸規則第２４条第５項）	10	10
6	北海道バス株式会社（法人番号９４３００００１０２１４５６）代表者西村晴成	北海道札幌市清田区真栄１条２丁目３３番１０号	清田営業所	北海道札幌市清田区里塚２条５丁目３番３号	R7.02.26	処分日車数３０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項　他１件	令和７年１月１４日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（１）運行記録計による記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２６条第１項）、（２）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）	3	3
7	有限会社飛内運輸（法人番号９４６０１０２００５９５８）　代表者飛内壯夫	北海道河西郡芽室町東９条１０丁目５番地１１	本社営業所	北海道河西郡芽室町東９条１０丁目５番地１１	R7.02.26	処分日車数５０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他２件	令和６年１１月２６日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」））運輸規則第３８条第１項）、（２）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（３）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）	5	16
	以下余白									